

パブリックコメントの期間について

平成30年1月18日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、その中で「小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例」等の参酌基準等となる「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部が改正され、平成30年4月1日から施行されます。

これを踏まえ、早急に「小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例」等の改正をする必要が生じたため、小田原市意見公募手続条例第6条第1項の規定により、30日を下回る意見提出期間を定めることとしました。